

佐賀型伝統産業(神埼そうめん)進化実証プロジェクト
事業業務委託公募型プロポーザル実施要領

佐賀県神埼市

佐賀型伝統産業(神埼そうめん)進化実証プロジェクト事業業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 業務名

佐賀型伝統産業(神埼そうめん)進化実証プロジェクト事業業務委託

2 業務目的

この要領は、佐賀型伝統産業(神埼そうめん)進化実証プロジェクト事業業務の受託候補者を選定するための公募型プロポーザルに関して必要な事項を定める。

3 事業内容

「佐賀型伝統産業(神埼そうめん)進化実証プロジェクト事業業務委託仕様書」のとおりとする。

4 履行期間

契約締結の日から令和8年3月16日(月)まで。

5 委託契約限度額

20,997千円(消費税及び地方消費税を含む)以内とする。

※提案の内容に関わらず、この限度額を超える提案は受付けない。

6 全体スケジュール

項目	日時等
公告	令和7年6月 5日(木)
参加表明書質問受付期間	令和7年6月 5日(木) から 令和7年6月18日(水) 午後5時まで
説明会	令和7年6月10日(火) 午後3時から
参加表明書質問回答期限	令和7年6月20日(金)
参加表明書提出期間	令和7年6月 5日(木) から 令和7年6月23日(月) 午後5時まで
参加資格審査	令和7年6月25日(水)
参加資格審査結果の通知	令和7年6月26日(木)

企画提案書等質問受付期間	令和7年6月 5日（木）から 令和7年6月27日（金）午後5時まで
企画提案書等質問回答期限	令和7年6月30日（月）
企画提案書等提出期間	令和7年6月26日（木）から 令和7年7月 2日（水）午後5時まで
第1次審査（書面審査）	令和7年7月 4日（木） ※予定
第1次審査結果の通知	令和7年7月 7日（月） ※予定
第2次審査（企画提案書等説明会）	令和7年7月 9日（水） ※予定
選定結果の通知	令和7年7月11日（金） ※予定

7 参加資格

○単独提案者の場合

本プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
なお、参加要件の確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当するものでないこと。
- （2）本業務を遂行するにあたり、十分な知識及び技術、体制を有すること。
- （3）日本国内で、本業務に類似する業務の完了実績があること。
- （4）会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による再生手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続きが開始又は民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続き開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者を除く。
- （5）破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- （6）公募開始の日以前6ヶ月以内に金融機関において、不渡り手形等を出していないこと。
- （7）本市及び佐賀県から発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けていない者、又は佐賀県発注の請負・委任等契約に係る入札参加一次停止措置要領に該当する者でないこと。
- （8）自己又は自社の役員等が次のいずれにも該当するものでないこと、並びに次の②か⑦に掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人でないこと。
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

- ③ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - ④ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑦ 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これらを利用している者
- (9) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (10) 対象となる契約案件についての令和7・8年度の神崎市入札参加資格登録を受けている者であること。
- ただし、登録を受けていない者であっても、参加表明書と併せて神崎市物品の製造、修理又は購入に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加することができる者の資格及び資格審査に関する規定(平成18年3月20日規程第24号)に基づく、入札参加資格審査申請書を提出したうえで、資格を有すると認められる者は参加できることとする。この参加資格の審査は、神崎市建設工事等入札資格審議会(以下「入札資格審議会」という。)規定に基づき行う。なお、審査の結果は、参加表明書を提出した者全てに書面及び電子メールで通知する。
- (11) その他選定委員会が必要と認めた要件。

○共同事業体提案の場合

- (1) 代表者を定めること。
- (2) すべての構成員は、本条(単独提案者の場合)の(1)～(11)を満たすこと。
- (3) すべての構成員は、他の共同事業体の構成員ではないこと。また、単独で提案を行っていないこと。

8 参加表明書の提出

(1) 提出書類

別添「参加表明書提出要領」による。

(2) 提出方法

電子メール、持参又は郵送とする。

電子メールの場合は、表題を『参加申込（参加者名）：佐賀型伝統産業(神埼そうめん)進化実証プロジェクト事業業務委託』とし、送信後に着信確認の電話をすること。(TEL0952-37-0107)

持参の場合は、平日の午前 9 時から午後 5 時までとする。

郵送による場合は、配達証明書付書留郵便とし、提出期間内に必着とする。

(3) 提出期間

令和 7 年 6 月 5 日（木）から令和 7 年 6 月 23 日（月）午後 5 時まで

(4) 提出場所

「17 担当部署」に同じ

9 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

別添「企画提案書等提出要領」による。

(2) 提出方法

提出する提案は 1 案とし、持参又は郵送とする。

持参の場合は、平日の午前 9 時から午後 5 時までとする。

郵送による場合は、配達証明書付書留郵便とし、提出期間内に必着とする。

(3) 提出期間

令和 7 年 6 月 26 日（木）から令和 7 年 7 月 2 日（水）午後 5 時まで

(4) 提出場所

「17 担当部署」に同じ

10 説明会の開催

(1) 日時 令和 7 年 6 月 10 日（火）午後 3 時～

(2) 場所 WEB 開催（参加申込者にのみ別途説明会の URL を送付）

(3) 申込先 神崎市商工観光課（担当：糸山）

Mail: syoukou-kankou@city.kanzaki.lg.jp

※令和 7 年 6 月 9 日（月）正午までに電子メールにて申し込むこと。

送信後は、受信確認の電話をすること。

1 1 本業務委託に関する質問

本業務委託に関する質問は、「質問書（様式 6 号）」（以下「質問書」という。）に記入し、下記要領にて提出すること。

（１）提出期限は、「6 全体スケジュール」のとおりとする。

（２）質問は、質問書の様式を用いて電子メールで提出すること。

送信にあたっては、表題を「佐賀型伝統産業(神埼そうめん)進化実証プロジェクト事業業務委託についての質疑」とし、送信後は受信確認の電話をすること。

※原則として、電子メール以外の方法による質問は受け付けない。質疑受付の終了時刻に関しては、受付場所における着信日時とし、受理しているかどうかの判断は本市が行うものとする。ただし、電話による受理確認は差し支えない。

1 2 質問への回答

前項の質問に対する回答は、期限までに受け付けた質問について、下記の要領にて回答する。回答期限は、「6 全体スケジュール」のとおりとする。

（１）質問とその回答は、神崎市ホームページ上で公開する。

（２）質問を行った者の名は公表しない。

1 3 選定方法

本市に「佐賀型伝統産業(神埼そうめん)進化実証プロジェクト事業業務委託業者審査委員会（以下「審査委員会」という）及び「佐賀型伝統産業(神埼そうめん)進化実証プロジェクト事業業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」を設置する。

審査委員会において、第１次審査及び第２次審査を実施し、提案者の採点を行い、順位を付ける。審査委員会の結果を選定委員会に報告し、選定委員会の審査により、受託候補者を選定する。

1 4 参加資格の審査方法及び結果の通知

（１）審査方法

参加資格の審査は、神崎市建設工事等入札資格審議会（以下「入札資格審議会」という。）規定に基づき、佐賀型伝統産業(神埼そうめん)進化実証プロジェクト事業業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という）で審査を行う。

（２）審査結果の通知

審査の結果は、「参加表明書」を提出した者全てに書面及び電子メールで通知する。

1 5 企画提案書等審査概要

本プロポーザルにおける「佐賀型伝統産業(神埼そうめん)進化実証プロジェクト事業業務委託」にあたっては、提案者から提出された企画提案書等の審査及び提案者からのプレゼンテーションを受け、総合的に評価する。

(1) 第1次審査(書面審査)

書面審査は、提案者数が6者以上の場合にのみ行い、上位5者を選定する。

(2) 第2次審査(プレゼンテーション審査及び総合審査)

- ① 1提案者あたり制限時間30分(提案説明20分、質疑10分)によるプレゼンテーション審査を行い、その後、総合的に審査する。
- ② 実施場所は神崎市役所とする。
※時間等の詳細は、別途提案者に通知する。
- ③ 提案者からの出席者は3名以内とする。(1名は業務を中心的に担当する者が出席すること。)
- ④ 企画提案書等を基に説明することとし、企画提案書等と異なる内容の説明は認めない。また、追加の資料配布や展示物・物品等の持ち込みは認めない。
- ⑤ パソコン等を用いたプレゼンテーションを行うことができる。なお、プロジェクター及びスクリーンは本市で準備することとし、パソコン等その他必要な機器は提案者が用意すること。準備及び後片付けは制限時間内で行うこととする。
- ⑥ 提案者が特定できないよう、プレゼンテーションの資料は提案者名等を記載しないこと。また、プレゼンテーション中の社名の名乗りや、社名が分かる作業着や名刺及びバッジ等の着用も不可とする。

(3) 審査結果

① 受託候補者の選定

選定委員による審査の結果を市長に報告し、佐賀型伝統産業(神埼そうめん)進化実証プロジェクト事業業務委託に係る受託候補者を選定する。

契約にあたっては、本業務に最も適していると認められる最優秀者(1提案者)、次点者(1提案者)の順に受託候補者とする。

② 審査結果の通知

第1次審査及び第2次審査に参加した全提案者に対し、審査結果を書面により郵送し、併せて「参加表明書(様式第1号)」に記載されたアドレスに通知する。

1 6 企画提案書等審査基準

(別紙) 審査項目表のとおりとする。

1 7 担当部署

本業務の担当部署は、次のとおりとする。

神崎市役所 産業振興部 商工観光課 野中・糸山

住所 〒842-8601 佐賀県神崎市神崎町鶴 3542 番地 1

TEL 0952-37-0107

FAX 0952-52-7979

Email syoukou-kankou@city.kanzaki.lg.jp

1 8 参加資格の喪失 (欠格事項)

下記の各号のいずれかに該当する場合は、参加資格を喪失するものとする。

- (1) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- (2) 提出した書類等に虚偽の記載があった場合
- (3) 企画提案書を複数提出した場合
- (4) 提出方法、提出先及び提出期間に適合しない場合
- (5) 参加資格を有しない者が企画提案書を提出した場合
- (6) 指定する様式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しない場合
- (7) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (8) 本プロポーザルの公告の日から契約締結までの期間中に本業務及び関連業務に関し、担当部署等に営業活動を行った場合並びに、選定委員及び審査委員又は担当部署等の関係者に本プロポーザルに対する不正な働きかけを直接又は間接的に求めた場合
- (9) その他、市長が本要領に違反すると認めた場合

1 9 参加の辞退

参加表明書を提出した後に辞退する場合は、「辞退届」(様式第7号)を提出すること。その際、提出書類には事業社名・契約締結権限者氏名を記載し、契約締結権限者印を必ず押印したうえで提出すること。

なお、提出にあたっては担当部署に事前に電話連絡のうえ、持参又は郵送により提出するものとする。

2 0 契約に関する事項

(1) 受託候補者

選定委員会によって選定された最優秀者を本業務委託に係る受託候補者

とする。また、最低基準点をあらかじめ定め、それ以上の点数を得た参加者の中から最優秀者を選定する。

なお、最優秀者となるべき評価点の最も高い者が2人以上あるときは、提案内容の評価点が高い者を最優秀者とする。

ただし、次のいずれかの事由により契約を締結できない場合には、次点者を受託候補者とする。

- ① 受託候補者が、本プロポーザルの参加要件を満たさないこととなったとき
 - ② 受託候補者が本業務の契約締結を辞退したとき
 - ③ その他の理由により受託候補者と契約締結が不可能となったとき
- (2) 契約内容及び実施条件
- ① 本業務の契約内容については、受託候補者の提出書類等に記載された内容を尊重したうえで、受託候補者との協議により定める。なお、協議の過程で提案の一部（内容、金額）について変更を求めることがある。
 - ② 企画提案書等に記載した代表者は、特別の理由により本市がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。
- (3) 業務の再委託
- 業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。また、主たる部分以外の業務などの一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、あらかじめ本市の承諾を得ること。
- (4) その他
- 神崎市財務規則による。

2 1 支払い条件

業務完了確認後一括払いとする。

2 2 その他

- (1) 本プロポーザルに伴う、企画提案書等の作成及び提出等それらに係る費用の一切は提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等の修正及び変更はできない。
- (3) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (4) 提出された企画提案書等は、本業務に係る事務手続き以外の目的で使用しない。
- (5) 提出された企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。
- (6) 本市は、公募型プロポーザル方式の手続き及びこれに係る事務処理におい

て必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。

- (7) 提出された書類に虚偽の記載があった場合、提出書類を無効とする。
- (8) 提案者が1者のみの場合においても、第2次審査を行い、審査委員全員の点数の合計が、満点の6割以上の場合は、受託候補者とする。
- (9) 本要領に定めのない事項並びに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

(別紙) 審査項目表

No.	審査項目		審査基準	配点
1	事業コンセプトとの整合性 (10 点)		事業の目的やコンセプトを的確に把握・理解し、仕様書に沿った提案ができているか。	10
2	提案 内容 (45 点)	神埼そうめんの Re ブランディング	神埼そうめんの Re ブランディングに向けて、事業者への調査・聞き取りなど情報収集・分析は適切かつ効果的であり、ブランド再構築に向けた提案となっているのか。	15
3		プロモーション活動、情報発信	神埼そうめん等の魅力を広めるためのプロモーション活動であり、Re ブランディングにつながるような効果的な情報発信案やイベント案が提案されているか。	15
4		事業者等との連携	事業者等と連携し、ブランド価値を再定義し具体的なブランド戦略等が提案できているか。	10
5		その他	そのほか、特に評価に値する発想やアイデアなど創造的な提案があるか。	5
6	業務 遂行 能力 (35 点)	本業務の実施工程	業務の実施に十分かつ有効な実施工程を提案できているか。	5
7		本業務の実施体制	事業全体のマネジメント及び業務遂行に当たる人員などの実施体制は適切か。	10
8		ノウハウ・ネットワークの独自性	業務の遂行に有効なスキル・ノウハウ、ネットワークを有しているか。	10
9		業務実績	国内で過去に同種・類似の業務の実績があるか。	10
10	経費の見積もり (10 点)		配点× (最低提案価格÷提案価格) ※小数点以下四捨五入	10
合 計				100